

社会保険労務士の受験資格について

1 現在の受験資格

社会保険労務士試験の受験資格は、以下のいずれかに該当する者とされている。

(社会保険労務士法第8条)

- 短期大学卒業同等程度の学歴
- 法人の従業者等として労働社会保険諸法令に関する事務に従事した期間が通算して3年以上になることなどの実務経験

2 受験資格の考え方

- 社会保険労務士として、
 - ・ 事業主への労務管理等に関する助言・指導
 - ・ 事業主の代理（書類の作成、行政庁への説明・主張等）等の業務を適切かつ確実に実施するためには、単に労働社会保険諸法令に関する専門知識を有しているだけでなく、
 - ・ 高等教育における一般教養科目の学習
 - ・ 企業等における実務経験を通じて習得した文書作成能力、論理的思考能力等が必要である。
- 社会保険労務士試験では、受験資格の設定により、上記の能力を担保した上で、1日の試験で社会保険労務士としての専門的知識を確認していることから、仮に、受験資格を廃止する場合には、上記の能力を担保するため、試験回数や試験科目の増加等、受験資格を要しない他の試験と同様の代替措置を講ずる必要が生じ、受験者の負担を増加させることになる。

参照条文

○ 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)(抄)

(受験資格)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わつた者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- 二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者
- 三 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
- 四 削除
- 五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 六 行政書士となる資格を有する者
- 七 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人(第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。)又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 八 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して三年以上になる者又は会社その他の法人(法人でない社団又は財団を含む。)(労働組合を除く。次号において「法人等」という。)の役員として労務を担当した期間が通算して三年以上になる者
- 九 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務()に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 十 厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務